

函館市榎法華地域防災行政無線管理運用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、函館市榎法華地域防災行政無線の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類)

第2条 放送の種類は、平常放送および緊急放送とする。

(緊急放送)

第3条 災害その他緊急時の放送は、平常放送の如何にかかわらず、必要の都度行うことができる。

(放送時間)

第4条 平常放送は、定時放送と随時放送とし、定時放送の時間は次のとおりとする。

放送区分	放送時間
朝	8時45分～9時15分
昼	11時45分～12時15分
夜	16時45分～17時15分

(放送の内容)

第5条 支所業務以外の平常放送の内容は、別紙のとおりとする。

(放送の申込)

第6条 放送する場合の手続きは、次に定めるところによる。

- ① 定時放送については、申請者は別紙様式1「榎法華支所防災行政無線放送申請書」により、放送日の原則3日前までに地域振興課に提出するものとする。

また、随時放送の場合も同様とし、別紙様式1に希望する放送時間を記入して、地域振興課に提出するものとする。

なお、住民のお悔やみおよび葬儀の放送は、別紙様式2「榎法華支所防災行政無線申請書（お悔やみ用）」および別紙様式3「榎法華支所防災行政無線申請書（葬儀用）」に必要事項を記入し、地域振興課に提出するものとする。

② 緊急を要するものについては、申請者は、口頭により地域振興課に申請することができる。この場合は放送後、別紙様式1により放送内容を地域振興課に報告することとする。

④ 地域振興課は、別紙様式1、別紙様式2および別紙様式3により提出された内容を確認し、放送の承認について決定するものとし、不承認としたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(放送の制限)

第7条 地域振興課は、災害発生時その他特に必要と認めたときは、放送を制限することができる。

(放送の方法)

第8条 放送の方法は、次のとおりとする。

- ① 一斉呼出 固定系子局全部に一括呼出のものをいう。
- ② 地区呼出 固定系子局の地区別に呼出のものをいう。
- ③ 戸別呼出 固定系子局の戸別受信機に対する呼出のものをいう。
- ④ 1回の放送時間は原則として3分以内とする。
- ⑤ 平常放送における同一内容の放送は、定時放送、随時放送ともに1日1回とし、連続して放送できる日数は原則3日間とする。
- ⑥ お悔やみおよび葬儀の放送は、死亡届の提出が確認されてから行うこととする。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙（第5条関係）

行政および公共的団体に関する放送	① 支所以外の市の部局等の放送 ② 小・中学校の行事の放送 ③ 警察，海上保安部など公的機関の放送 ④ 社会福祉協議会の行事等の放送 ⑤ ホテル恵風の休業日等の放送 ⑥ その他，上記以外で特に必要と認めた放送
町会連合会および町内会に関する放送	① 町会連合会および町内会の行事，各種会議等の放送 ② その他，上記以外で特に必要と認めた放送
住民に関する放送	① 住民のお悔やみ，葬儀の放送 ② その他，上記以外で特に必要と認めた放送

楳法華支所防災行政無線放送申請書

申 請 日	年 月 日	用 途	<input type="checkbox"/> 支所業務 <input type="checkbox"/> その他	
申 請 者		放 送 日		
		放送時間	<input type="checkbox"/> 9時 <input type="checkbox"/> 12時 <input type="checkbox"/> 17時 (指定時間の前後15分間で放送)	
(承認) 地域振興課長 地域振興課主査 担 当				
(内容)		放送区分	<input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> ()町	
(放送文) こちらは、ぼうさいとどほっけ (固定)				

繰り返し放送

楳法華支所防災行政無線放送申請書 (お悔やみ用)

申請日	年 月 日	用途	<input type="checkbox"/> お悔やみ	
申請者	放送日		月 日	
	放送時間		随時	
(承認) 地域振興課長 地域振興課主査 担 当				
(内容)	お悔やみの周知について		放送区分	全域
(放送文) こちらは、「ぼうさいとどほっけ」 お悔やみについて、お知らせいたします。				
地区名 () 町の名前 () さんが、				
月 日に逝去されました。				
心よりお悔やみを申し上げます。				
葬儀の日程について、お通夜は 月 日、午後 時から、				
葬儀は 月 日、午前 ・ 午後 時から、				
ともに、会場 () で執り行いますので、				
お知らせいたします。				

繰り返し放送

楨法華支所防災行政無線放送申請書 (葬儀用)

申請日	年 月 日	用途	<input type="checkbox"/> 葬儀	
申請者	放送日		月 日	月 日 日間
	放送時間		通夜 <input type="checkbox"/> 11時45分～12時00分	葬儀 <input type="checkbox"/> 8時45分～9時00分
(承認) 地域振興課長 地域振興課主査 担当				
(内容)	葬儀の告知について	放送区分	全域	
(放送文)こちらは、「ぼうさいとどほっけ」 ()町()家よりお知らせ致します。				
本日 <input type="checkbox"/> 午後 時より ()において <input type="checkbox"/> お通夜 <input type="checkbox"/> 葬儀 を執り行いますので <input type="checkbox"/> 午前・後 時				
お知らせいたします。				
要： <input type="checkbox"/> (通夜) なお、午後 時 分より、元村・銚子方面から、 マイクロバスを運行いたしますので、ご利用ください。				
(葬儀) なお、午前・午後 時 分より、元村・銚子方面 から、マイクロバスを運行いたしますので、ご利用ください。				

繰り返し放送